

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年8月1日
【四半期会計期間】	第69期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
【会社名】	すてきナイスグループ株式会社
【英訳名】	Nice Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉田理之
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
【電話番号】	横浜(045)521-6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ広報マネジャー 森 隆士
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
【電話番号】	横浜(045)521-6111 (代表)
【事務連絡者氏名】	グループ広報マネジャー 森 隆士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和元年5月16日に金融商品取引法違反（平成27年3月期の有価証券報告書の虚偽記載）の容疑（平成27年3月期にかかる不動産物件の取引に関する架空売上計上の疑い）で、証券取引等監視委員会および横浜地方検察庁による調査を受けております。

本件嫌疑について、事実関係の調査、会計処理の適切性の検証ならびに問題が認められた場合には発生原因の分析および再発防止策の提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置して調査を進め、同年7月24日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしました。

当社は、当該調査結果を踏まえ、過年度の決算の訂正を行いました。なお、当該訂正に際しましては、平成27年3月期に係る売上高の一部（ナイス株式会社およびナイスエスト株式会社とザナック設計コンサルタント（以下「ザナック」といいます。）との間の不動産の売買取引ならびにナイスコミュニティー株式会社とザナックとの間の不動産の売買取引に係る不動産および仲介手数料の売上）の取り消し等の訂正を実施するとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直すことといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成29年8月8日に提出いたしました第69期第1四半期（自 平成29年4月1日至 平成29年6月30日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じましたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、監査法人 原会計事務所より四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第1四半期 連結累計期間	第69期 第1四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	49,989	51,318	248,934
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,451	△1,740	774
親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) 又は親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	△1,664	△1,965	99
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△2,527	△1,392	1,748
純資産額 (百万円)	40,007	42,405	44,238
総資産額 (百万円)	180,983	185,370	179,992
1株当たり四半期純損失(△) 又は1株当たり当期純利益 (円)	△17.74	△20.95	1.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	1.06
自己資本比率 (%)	21.0	21.7	23.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 第68期第1四半期連結累計期間及び第69期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は、建築資材事業および住宅事業がともに堅調に推移したことなどから、513億18百万円（前年同期比2.7%増加）となりました。なお、営業損失は16億72百万円（前年同期は営業損失14億35百万円）、経常損失は17億40百万円（前年同期は経常損失14億51百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は19億65百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失16億64百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 建築資材事業

建築資材事業では、地震に強い家づくり、環境、健康、高齢者等に配慮した新築住宅およびリフォームに関する情報を幅広く発信する住宅総合展示会「住まいの耐震博覧会」や、取引先の受注拡大に向けたソリューションを提供する「ナイスサポートシステム」などを通じて、長期優良住宅やネット・ゼロ・エネルギー・ハウスをはじめ、国が推進するさまざまな施策に全国の主要取引先が取り組むための提案およびサポートの充実を図り、相互の信頼関係の強化に努めています。また、グループの総合力を生かして中大規模木造建築物等の設計・施工分野への展開に注力するなか、これらの受注にともなう建築資材全般の調達、物流、施工までを一貫して行う体制の強化を図っております。

これらの結果、本事業の売上高は399億64百万円（前年同期比1.3%増加）となり、営業利益は3億64百万円（前年同期比16.5%増加）となりました。

② 住宅事業

一戸建住宅部門では、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、構造躯体の劣化対策等、長期優良住宅の認定基準に対し、いずれも最高等級の取得を標準とする企画型注文住宅「パワーホーム」と、東北・熊本の復興応援型住宅「フェニーチェホーム」の供給等を行っており、受注の拡大に向けた営業および施工体制の強化を図っております。当第1四半期連結累計期間における一戸建住宅の売上計上戸数は75戸（前年同期比19.0%増加）となり、売上高は32億99百万円（前年同期比29.4%増加）となりました。また、契約済未計上戸数は309戸（前年同期比19.3%増加）となりました。

マンション部門では、供給する分譲マンションをすべて免震構造とし、「Noblesse（ノブレス）」ブランドとして安全・安心で快適な暮らしの提案に努めています。当第1四半期連結累計期間におけるマンションの売上計上戸数は49戸（前年同期比27.9%減少）となり、売上高は22億92百万円（前年同期比24.7%減少）となりました。

管理その他部門の売上高は39億85百万円（前年同期比23.6%増加）となりました。

これらの結果、本事業の売上高は95億76百万円（前年同期比8.6%増加）となりました。なお、営業損失は13億94百万円（前年同期は営業損失11億96百万円）となりました。

③ その他の事業

その他の事業の売上高は17億76百万円（前年同期比2.7%増加）となり、営業損失は11百万円（前年同期は営業利益84百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ53億78百万円増加し、1,853億70百万円となりました。現金及び預金は減少しましたが、受取手形及び売掛金、販売用不動産が増加したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ72億10百万円増加し、1,429億64百万円となりました。支払手形及び買掛金は減少しましたが、借入金が増加したことなどによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ18億32百万円減少し、424億5百万円となりました。株高にともなうその他有価証券評価差額金の増加、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上や配当金の支払いなどによる利益剰余金の減少などによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるもの）（以下「基本方針」といいます。）を、以下のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 具体的な取組み

(A)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、以下のグループ中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

本計画は、平成32年3月期以降の国内外の住宅市場の変化に対応すべく、現在の事業基盤の強化・再構築および収益力の向上を図るもので、事業ドメインを「木」と「住まい」とし、コア事業である建築資材事業と住宅事業においてはこれらの領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の確立と商品開発等を推進するほか、建設事業、ストック型事業、海外事業等の各分野においても優位性を発揮しつつ、収益に貢献できる事業を確立してまいります。また、目標達成のための主要課題として、(a)「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生かした事業基盤の構築、(b)建築資材事業の重点戦略、(c)住宅事業の重点戦略、(d)建設事業、ストック型事業、海外事業の展開及び(e)持続可能な企業グループ体制の確立に努めてまいります。

また、当社は、持株会社体制しております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率的かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役5名のうち3名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに社外取締役を3名選任するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取組んでおります。加えて、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、平成29年3月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員の適切な関与・助言を得ています。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第68回定期株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定期株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対す

る情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるのですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、平成32年3月末日に終了する事業年度に関する定期株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

III 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記II(A)に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記II(B)に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客觀性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 仕入及び販売実績

当第1四半期連結累計期間において、仕入実績及び販売実績の著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	290,696,000
計	290,696,000

(注) 平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、当社の発行可能株式総数が29,069千株となります。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,561,195	96,561,195	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	96,561,195	96,561,195	—	—

(注) 平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	96,561	—	22,069	—	10,596

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,757,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,354,000	93,354	—
単元未満株式	普通株式 450,195	—	—
発行済株式総数	96,561,195	—	—
総株主の議決権	—	93,354	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が285株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) すてきナイスグループ(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目33番1号	2,757,000	—	2,757,000	2.85
計	—	2,757,000	—	2,757,000	2.85

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,593	18,073
受取手形及び売掛金	30,229	31,875
商品	8,049	8,964
販売用不動産	43,725	48,007
未成工事支出金	1,720	1,936
その他	4,314	4,350
貸倒引当金	△40	△34
流動資産合計	<u>108,594</u>	<u>113,173</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,265	13,482
土地	32,376	32,383
その他（純額）	5,233	3,933
有形固定資産合計	<u>49,875</u>	<u>49,800</u>
無形固定資産	1,105	1,122
投資その他の資産		
投資有価証券	12,956	13,710
その他	7,678	7,782
貸倒引当金	△218	△218
投資その他の資産合計	<u>20,416</u>	<u>21,274</u>
固定資産合計	<u>71,397</u>	<u>72,197</u>
資産合計	<u>179,992</u>	<u>185,370</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	37,814	33,660
短期借入金	33,921	44,470
1年内償還予定の社債	840	840
未払法人税等	627	171
引当金	1,062	530
その他	9,194	9,651
流動負債合計	<u>83,460</u>	<u>89,324</u>
固定負債		
社債	2,640	2,640
長期借入金	35,630	36,822
退職給付に係る負債	1,134	1,149
資産除去債務	78	79
その他	12,809	12,949
固定負債合計	<u>52,292</u>	<u>53,640</u>
負債合計	<u>135,753</u>	<u>142,964</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,069	22,069
資本剰余金	15,665	15,665
利益剰余金	2,036	△304
自己株式	△674	△674
株主資本合計	39,096	36,755
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,666	3,198
繰延ヘッジ損益	△22	49
土地再評価差額金	166	166
為替換算調整勘定	△677	△710
退職給付に係る調整累計額	831	785
その他の包括利益累計額合計	2,964	3,490
新株予約権	1	1
非支配株主持分	2,176	2,158
純資産合計	44,238	42,405
負債純資産合計	179,992	185,370

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	(単位：百万円)
売上高	49,989	51,318	
売上原価	<u>43,663</u>	<u>44,682</u>	
売上総利益	6,325	6,636	
販売費及び一般管理費	<u>7,761</u>	<u>8,308</u>	
営業損失 (△)	<u>△1,435</u>	<u>△1,672</u>	
営業外収益			
受取利息	8	11	
受取配当金	105	107	
その他	<u>166</u>	<u>101</u>	
営業外収益合計	<u>279</u>	<u>221</u>	
営業外費用			
支払利息	274	265	
その他	20	23	
営業外費用合計	<u>295</u>	<u>289</u>	
経常損失 (△)	<u>△1,451</u>	<u>△1,740</u>	
特別利益			
固定資産売却益	-	4	
投資有価証券売却益	-	7	
特別利益合計	-	11	
特別損失			
固定資産除却損	3	5	
投資有価証券評価損	8	-	
特別損失合計	<u>12</u>	<u>5</u>	
税金等調整前四半期純損失 (△)	<u>△1,463</u>	<u>△1,734</u>	
法人税、住民税及び事業税	107	149	
法人税等調整額	62	34	
法人税等合計	<u>169</u>	<u>184</u>	
四半期純損失 (△)	<u>△1,633</u>	<u>△1,918</u>	
非支配株主に帰属する四半期純利益	31	46	
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	<u>△1,664</u>	<u>△1,965</u>	

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純損失(△)	△1,633	△1,918
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△525	533
繰延ヘッジ損益	△97	72
為替換算調整勘定	△241	△33
退職給付に係る調整額	△29	△46
その他の包括利益合計	△894	526
四半期包括利益	△2,527	△1,392
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,557	△1,439
非支配株主に係る四半期包括利益	30	47

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関 借入債務に対する連帯保証債務	6,179百万円	838百万円
2 当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	一百万円	2,000百万円
差引額	10,000百万円	8,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	427百万円	653百万円
のれんの償却額	2百万円	34百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	375	4	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	375	4	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	39,438	8,821	48,259	1,730	49,989
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,093	91	1,184	965	2,150
計	40,531	8,912	49,443	2,696	52,139
セグメント利益又は損失(△)	313	△1,196	△883	84	△798

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事事業、ソフトウェア開発・販売事業、ホームセンター事業及び一般放送事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	△883
「その他」の区分の利益	84
セグメント間取引消去	50
全社費用(注)	△687
四半期連結損益計算書の営業損失 (△)	△1,435

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	39,964	9,576	49,541	1,776	51,318
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,699	70	1,770	903	2,673
計	41,664	9,647	51,312	2,679	53,992
セグメント利益又は損失(△)	364	△1,394	△1,030	△11	△1,042

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事事業、ソフトウェア開発・販売事業及び一般放送事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	△1,030
「その他」の区分の利益	△11
セグメント間取引消去	△55
全社費用(注)	△575
四半期連結損益計算書の営業損失(△)	△1,672

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年 6月 30日)
1 株当たり四半期純損失	17円74銭	20円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失 (百万円)	1,664	1,965
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失 (百万円)	1,664	1,965
普通株式の期中平均株式数 (千株)	93,811	93,802
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失が
計上されているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和元年 7月31日

すてきナイスグループ株式会社

取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員 公認会計士 六本木 浩嗣 印
 業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 遠藤朝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているすてきナイスグループ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成29年8月7日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。